

別添－2

# 農業土木工事共通仕様書

## 新 旧 対 照 表

平成17年2月14日設計第694号

(積算基準日 令和5年5月2日以降適用)

北海道農政部

# 新 旧 対 照 表

## 1 総 則

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第2節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係</b></p> <p><b>1-2-8 熱中症対策に関する試行について</b></p> <p>【省略】</p> <p>2 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 真夏日：日最高気温が30℃以上の日<sup>※1</sup>をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。</p> <hr/> <p>(2) 工 期：工事の始期<sup>※1</sup>から工事の終期<sup>※2</sup>までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として1月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>※1：施工計画書が提出され、起工測量が開始される日 ※2：工事の完成日</p> <p>(3) 真夏日率：以下の式により算出された率をいう。</p> $\text{真夏日率} = \text{工期中の真夏日}^{\text{※4}} \div \text{工期}$ <p>※3：計測結果提出後（工事完成日の20日前まで）の真夏日は含まない</p> <p>【省略】</p>	<p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第2節 積算に係る諸経費等の調整・補正関係</b></p> <p><b>1-2-8 熱中症対策に関する試行について</b></p> <p>【省略】</p> <p>2 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 真夏日：日最高気温が30℃以上の日<sup>※1</sup>をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。</p> <p><u>※1：新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応により、日最高気温を28℃以上の日として読み替えて運用すること。</u></p> <p>(2) 工 期：工事の始期<sup>※2</sup>から工事の終期<sup>※3</sup>までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として1月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>※2：施工計画書が提出され、起工測量が開始される日 ※3：工事の完成日</p> <p>(3) 真夏日率：以下の式により算出された率をいう。</p> $\text{真夏日率} = \text{工期中の真夏日}^{\text{※4}} \div \text{工期}$ <p>※4：計測結果提出後（工事完成日の20日前まで）の真夏日は含まない</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>